

見積書 兼 請書 (物品)

(あて先) 三鷹市長

令和 年 月 日

本書記載のとおり見積り、受注のときは記載のとおり請け負います。

(請年月日 令和 年 月 日)

- 1 件 名 :
2 契約番号 : 号
3 履行場所 :
4 見積総金額 : ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)
5 履行期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6 支払方法 : 第9条による
7 見積書有効期間 : 日間
8 品質等保証期間 : 引渡後1年間

住所

商号

代表者

電話番号

印

品名	規格	数量	単位	単価	金額
総金額 (単位: 円)					

(総則)

第1条 受注者は、三鷹市(以下、発注者という。)の提示した見本、仕様書又は図面等に基づき、契約金額をもって物件の納期限までに納品書を添えて納入しなければならない。

(権利義務の移転の禁止)

第2条 受注者は、物件の一部又は全部を第三者に供給させ又はこの契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(仕様書又は図面等の変更)

第3条 発注者は、特に必要があるときは、仕様書又は図面等を変更することができる。この場合において契約金額又は納期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第4条 納期限内に経済事情の変動又は予期することのできない異常な理由の発生に基づき契約金額が著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議のうえ変更することができる。

(担保責任)

第5条 受注者は、納入物件の引渡後1年間は、その隠れたかしについて修補の責任を負うものとする。
2 受注者がこのかしの修補に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、このために受注者に損害を与えても発注者は、賠償の責任を負わない。

(受注者の請求による納期の延長)

第6条 受注者は、自己の責めに帰さない理由により納期限内に物件を納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を記載した文書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。ただし、その延長日数は発注者の認定するところによる。

(検査及び引渡し等)

第7条 受注者は、物件を納入しようとするときは、発注者の検査を受け、これに合格したとき物件を発注者に引渡し、この引渡しの際に受注者から発注者に所有権が移るものとする。
2 物件の性格によって発注者が検査を行うことができない場合は第三者に検査を委託するものとし、その費用は、受注者の負担とする。
3 検査の結果不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え検査を受けなければならない。この場合発注者において特に承認した場合のほか、このために納期は変更しない。

(検査前の紛失)

第8条 物件を指定した場所に持ち込み前条に規定する検査の前に紛失又は破損したときは、その損害は受注者の負担とする。ただし、天災その他特別な理由があると認められるときは発注者と受注者とが協議してその負担者及び負担額を決める。

(契約金額の支払)

第9条 第7条の規定による検査に合格し物件の引渡しを完了したときは、受注者は所定の手続きに従い契約金額を請求しなければならない。
2 発注者は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うこととする。ただし、あらかじめ支払期日について発注者と受注者にて協議がある場合は、その協議した期日までに支払うものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第10条 履行期限の翌日から起算して遅滞日数につき、遅滞数量に対する代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときは又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨て。)を違約金として納付する。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
(1) 納期限又は変更期限までに物件を納入しないとき又は完納する見込みがないと認められるとき。
(2) 第7条第3項の規定による不合格品の代品納付指示に従わないとき。
(3) 検査の際、受注者又はその代理人若しくは使用人が発注者の指定する検査員の職務執行を妨げ又は妨げようとしたとき。
(4) 第2条の規定に違反したとき。
(5) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年2月4日付け24三総契第348号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第3条第1項各号に該当するとき。
(6) 前各号の他受注者又はその代理人若しくは使用人が三鷹市契約事務規則に違反したとき。
2 受注者は、前項各号により契約解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払わなければならない。
3 第1項各号による契約解除は、前条の遅延違約金の徴収を妨げない。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって物件の納入が不可能になったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(不当介入を受けた場合の措置)

第13条 受注者は、暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、毅然として拒否し、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

(紛争の解決等)

第14条 この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたとき又はこの約款に定めのない事項については、関係規則の規定によるもののほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。ただし、訴は発注者の地域を管轄する裁判所に提訴するものとする。